

広報ごぼう有料広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、御坊市有料広告掲載要綱に基づき市が発行する広報ごぼうに掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の寸法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1区画 (縦46ミリメートル、横85ミリメートル)
- (2) 2区画 (縦46ミリメートル、横180ミリメートル)

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、表紙を除いたページで、位置は企画政策課で決定する。

2 広告の掲載数は、最大6区画とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は、1月を単位とし、同一広告原稿において、連続する複数月の申込みをすることができる。

2 連続する複数月の掲載を申し込む場合は、12月までとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)は、広告の掲載1月につき次に掲げるとおりとする。

- (1) 1区画 10,000円
- (2) 2区画 20,000円

2 連続する月数が、4月又は5月の場合は20パーセントを、6月以上の場合は30パーセントを前項に規定する広告掲載料からそれぞれ割り引くものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年12月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。